

令和4年度

入学志願者募集要項



島根県立大社高等学校

〒699-0722

島根県出雲市大社町北荒木1473番地

電話 (0853) 53-2002

FAX (0853) 53-2244

目 次

I	募集の課程・学科及び入学定員	1
II	応募資格	1
III	グランドデザイン（社高の目指す教育）	1
IV	求める生徒像	1
V	選抜において重視する点	1
VI	推薦入学者選抜（推薦選抜）	2
	1 実施する学科と募集人員	
	2 出願資格	
	3 出願期間	
	4 出願手続	
	5 選抜方法	
	6 面接・作文・実技検査	
	7 合格内定通知	
	8 入学の意思表示	
	9 その他	
VII	スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）	4
	1 実施する学科と募集人員	
	2 指定競技	
	3 出願資格	
	4 出願期間	
	5 出願手続	
	6 選抜方法	
	7 面接	
	8 合格内定通知	
	9 入学の意思表示	
	10 その他	
VIII	一般入学者選抜（一般選抜）	6
	1 募集定員	
	2 出願資格	
	3 出願期間	
	4 出願手続	
	5 出願状況の発表	
	6 志願変更	
	7 学力検査	
	8 実技検査	
	9 追検査	
	10 合格発表	
	11 入学の意思表示	
	12 その他	
IX	第2次募集入学者選抜（第2次募集）	9
	1 第2次募集募集定員	
	2 出願資格	
	3 出願期間	
	4 出願手続	
	5 面接・実技検査	
	6 選抜方法	
	7 合格発表	
	8 入学の意思表示	
X	保護者が県外に居住する場合の出願	11
XI	その他	11
	入学願書記入例	12

I 募集の課程・学科及び入学定員

全日制課程 普通科 200名
 体育科 40名

ただし、県外からの合格者は両学科合わせて、原則として4名以内とする。

(『X 保護者が県外に居住する場合の出願』を参照のこと)

II 応募資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

III グランドデザイン（社高の目指す教育）

〈教育目標〉一郷土に思いをいたし、こころ豊かで、たくましく生き抜く実践力のある人材の育成一

〔普通科〕 地域の課題を見据え、その解決のために必要な資質・能力を身につけた、地域の未来を担う人材

〔体育科〕 持続可能な競技力向上を支えるとともに、スポーツ指導に必要な資質・能力を身につけた、島根のスポーツ界の未来を担う人材

〈育みたい力〉

〔普通科〕 想像力、情報活用能力、創造力・実践力、振り返る力

〔両科共通〕 当事者意識、協調性、挑戦する意欲・力、関わる力（オープンマインド）

〔体育科〕 向上心（情熱）、競技力、指導力（専門性）、結束力

IV 求める生徒像

- (1) 自分で考えようとする姿勢が持てる生徒
- (2) 目標に向けて努力し続ける意欲・粘り強さのある生徒
- (3) 自他を大切にできる意識・態度のある生徒
- (4) 知的好奇心の旺盛な生徒（普通科）
- (5) 優れた能力と実績、意欲のある生徒（体育科）

V 選抜において重視する点

〈推薦選抜〉

○普通科

- ① 高校生活に対する高い目的意識と意欲
- ② 中学校での諸活動における意欲や態度

○体育科

- ① 高校生活に対する高い目的意識と意欲
- ② 中学校での諸活動における意欲や態度
- ③ 専門とする種目での優れた実績と資質・能力

〈一般選抜及び第2次募集〉

○普通科

- ① 高校での学習に必要とされる総合的な基礎学力
- ② 中学校での学習活動等への意欲や成果

○体育科

- ① 高校での学習に必要とされる総合的な基礎学力
- ② 中学校での学習活動等への意欲や成果
- ③ 専門とする種目での優れた資質と能力

VI 推薦入学者選抜（推薦選抜）

1 実施する学科と募集人員

全日制課程 普通科 入学定員の10%程度（20名程度）
体育科 入学定員の60%程度（24名程度）

2 出願資格

令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みで、次の各事項に該当し、出身中学校等の校長が推薦する者とする。

〈普通科〉

- (1) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (2) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること。
- (3) 次の(ア)又は(イ)に該当すること。
 - (ア) 学業による選抜
人物が優れており、学業成績が優秀で、学習活動において他の模範となり、諸活動に積極的に取り組む意欲がある者。
 - (イ) 部活動又は社会体育等による選抜
スポーツ活動又は文化活動において顕著な実績又は技能を有し、入学後も当該の活動を継続する意思が強固である者。
- (4) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。

〈体育科〉

- (1) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (2) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること。
- (3) 実技試験当該種目（以下の専攻種目）の運動技能に優れていること。また、入学後も当該の部活動を継続する意思が強固である者。

専攻種目

陸上競技（男子・女子）、体操競技（男子・女子）、剣道（男子・女子）
硬式野球（男子）、サッカー（男子）、バレーボール（女子）

- (4) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。

3 出願期間

令和4年1月7日(金)から1月13日(木)12時までとする。

持込の場合；1月7日(金)、1月11日(火)、1月12日(水)は9時から17時まで
1月13日(木)は9時から12時まで

郵送の場合；1月13日(木)12時以降に届いたものについては、1月11日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留郵便とし、封筒に「推薦選抜関係書類在中」と朱書する。

4 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校の校長に提出する。ただし、入学願書の提出は1人1校1学科に限る。
 - (ア) 入学願書（推薦選抜用）（本校所定）
 - ・ 入学願書は、黒又は青のペンで記入する。
 - ・ 志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。
 - (イ) 写真1枚
たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
 - (ウ) 受検料2,200円
島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
 - (エ) 調査票（本校所定、ホームページからダウンロード可）
本人直筆で、黒又は青のペンで記入する（ただし普通科については担任記入欄あり）。
志願する学科に応じた、普通科調査票、体育科調査票のいずれか片方のみ。
- (2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添付し、出願期間内に本校の校長に提出する。
 - (ア) 出身中学校等の校長推薦書（本校所定）
 - (イ) 個人調査報告書（県教育委員会所定、様式第2号※）
諸活動の記録及び所見欄には在学中の活動状況、実績、記録等をなるべく詳細に記入すること。

- (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（県教育委員会所定、様式第3号）
 - (エ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（県教育委員会所定、様式第15号*）（推薦選抜用）
 - (オ) 上記(イ)及び(エ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）……県外中学校は不要。
- *は、島根県教育委員会が配布する「高校提出書類作成シート」（以下「作成シート」という。）を用いて作成する。ただし、県外中学校の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

5 選抜方法

〈普通科〉 面接、作文及び書類審査による。

〈体育科〉 面接、実技検査及び書類審査による。

6 面接・作文・実技検査

(1) 実施期日、場所

令和4年1月18日(火) 10時30分から（受付10:00～10:20） 本校にて実施

(2) 実施方法

〈全学科〉

面 接

志望動機、意欲等について1人当たり13分程度実施。その中で、3分程度の自己PRの時間を設ける。自己PRでは、自分の特質や実績・体験を言葉によって表現する。書類や道具等の持込みは不可とする。

なお、評価の観点は次のとおりとする。

- ① 明確な志望動機
- ② 学習、部活動などに対する意欲

〈普通科〉

作 文

600字以内、50分（テーマは検査当日提示）

なお、評価の観点は次のとおりとする。

- テーマに沿って、自分の論旨を展開する能力

〈体育科〉

実技検査

入学後選択する専攻種目について、能力、適性を確かめる。

なお、評価の観点は次のとおりとする。

- 専門とする種目での優れた資質と能力

(3) 携行品

(ア) 受検票（当日受付で手渡し）

(イ) 筆記用具、計時機能だけの腕時計（普通科志願者のみ）

(ウ) 運動のできる服装（体育科志願者のみ）

体操服、屋外用シューズ、室内用シューズ、選択種目別検査に必要な用具一式

(エ) 昼食

(オ) 上履き、マスク

7 合格内定通知

令和4年1月25日(火)10時以降、本校校長から各中学校等の校長へ合格内定状況一覧表により通知する。また、合格が内定した志願者へは、本校校長から各中学校等の校長を通じて合格内定通知書により通知する。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

また、合格発表は、令和4年3月11日(金)10時とする。

8 入学の意思表示

合格内定者は令和4年1月31日(月)17時までに入学意思確認書（合格内定通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する）により、入学の意思表示をすること。これとは別に、令和4年3月25日(金)の入学予定者オリエンテーションの日に入学者（合格通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する）により、改めて入学の意思表示をすること。この日までに意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

9 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(2) 推薦選抜とスポーツ特別選抜を同時に出席することはできない。

(3) 推薦選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出席することはできない。

- (4) 合格に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県教育委員会所定、様式第18号）の提出を求める。
- (5) 合格内定とならなかった場合は、本校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、本校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定の欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方針等を変更する場合がある。
 - (ア) 学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、学校ホームページでも周知する。
 - (イ) 推薦選抜等実施日に、新型コロナウイルス感染症罹患等で受検できない受検生がいた場合は、別の実施日として令和4年1月24日(月)を設定する。

Ⅶ スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）

1 実施する学科と募集人員

全日制課程 両学科あわせて8名以内（男女別に1競技とし、各競技4名以内）

2 指定競技

陸上競技（男子）、陸上競技（女子）、剣道（男子）、剣道（女子）

3 出願資格

令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みで、次の各事項に該当し、出身中学校等の校長が推薦する者とする。

- (1) 上記指定スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること。
- (2) 当該学科で、教育を受けるに足る能力、適性等を有すること。
- (3) 入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること。
- (4) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。

4 出願期間

令和4年1月7日(金)から1月13日(木)12時までとする。

持込の場合：1月7日(金)、1月11日(火)、1月12日(水)は9時から17時まで
1月13日(木)は9時から12時まで

郵送の場合：1月13日(木)12時以降に届いたものについては、1月11日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留郵便とし、封筒に「スポーツ特別選抜関係書類在中」と朱書する。

5 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校の校長に提出する。ただし、出願は1人1校1学科に限る。
 - (ア) 入学願書（スポーツ特別選抜用）（本校所定）
 - ・入学願書は、黒又は青のペンで記入する。
 - ・志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。
 - (イ) 写真1枚
 - たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。
 - なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
 - (ウ) 受検料2,200円
 - 島根県収入証紙をスポーツ特別入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
 - (エ) スポーツ特別選抜調査票（本校所定、ホームページからダウンロード可）
 - 本人直筆で、黒又は青のペンで記入する。
- (2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添付し、所定の出願期間内に本校の校長に提出する。
 - (ア) スポーツ特別選抜推薦書（本校所定）
 - (イ) 個人調査報告書（県教育委員会所定、様式第2号※）
 - 諸活動の記録及び所見欄には在学中の活動状況、実績、記録等をなるべく詳細に記入すること。
 - (ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（県教育委員会所定、様式第15号※）（スポーツ特別選抜用）
 - (エ) 上記(イ)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）……県外中学校は不要。
 - ※は、島根県教育委員会が配布する「作成シート」を用いて作成する。ただし、県外中学校の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

6 選抜方法

面接及び書類審査による。

7 面接

(1) 実施期日、場所

令和4年1月18日(火) 9時から(受付8:40～8:50) 本校にて実施

(2) 実施方法

面接 志望動機、意欲等について1人当たり13分程度実施。その中で、3分程度の自己PRの時間を設ける。自己PRでは、自分の特質や実績・体験を言葉によって表現する。書類や道具等の持込みは不可とする。

なお、評価の観点は次のとおりとする。

- ① 明確な志望動機
- ② 学習、部活動などに対する意欲

(3) 携行品

- (ア) 受検票(当日受付で手渡し)
- (イ) 上履き、マスク

8 合格内定通知

令和4年1月25日(火)10時以降、本校校長から各中学校等の校長へ合格内定状況一覧表により通知する。また、合格が内定した志願者へは、本校校長から各中学校等の校長を通じて本人に合格内定通知書により通知する。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

また、合格発表は、令和4年3月11日(金)10時とする。

9 入学の意思表示

合格内定者は、令和4年1月31日(月)17時までに入学意思確認書(合格内定通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する)により、入学の意思表示をすること。これとは別に、令和4年3月25日(金)の入学予定者オリエンテーションの日に入学願(合格通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する)により、改めて入学の意思表示をすること。この日までに意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

10 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 推薦選抜とスポーツ特別選抜を同時に出願することはできない。
- (3) スポーツ特別選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (4) 必要に応じて、出身中学校等の校長に対して、賞状の写し等の補助資料を求めることがある。
- (5) 合格に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(県教育委員会所定、様式第18号)の提出を求める。
- (6) 合格内定とならなかった場合は、本校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、本校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定の欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。
- (7) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方針等を変更する場合がある。
 - (ア) 学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、学校ホームページでも周知する。
 - (イ) スポーツ特別選抜実施日に、新型コロナウイルス感染症罹患等で受検できない受検生がいた場合は、別の実施日として令和4年1月24日(月)を設定する。

Ⅷ 一般入学者選抜（一般選抜）

1 募集定員

入学定員から各学科の推薦選抜、スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

2 出願資格

Ⅱに定める応募資格をもつ者

ただし、体育科については、入学後下記専攻種目のいずれかを専攻し、部活動でも同じ種目の部に所属する意思のある者。

専攻種目

陸上競技（男子・女子）、体操競技（男子・女子）、剣道（男子・女子）
硬式野球（男子）、サッカー（男子）、バレーボール（女子）

3 出願期間

令和4年1月27日(木)から2月1日(火)12時までとする。

持込の場合：1月27日(木)、1月28日(金)、1月31日(月)は9時から17時まで
2月1日(火)は9時から12時まで

郵送の場合：2月1日(火)12時以降に届いたものについては、1月28日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留郵便とし、封筒に「入学者選抜関係書類在中」と朱書する。

4 出願手続

普通科と体育科について、それぞれを第1志望、第2志望とすることを認める。

(1) 入学志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校の校長に提出する。

(ア) 入学願書（本校所定）

入学願書は、指示された場合を除き、黒又は青のペンで記入する。また次の点に留意する。

- ① 第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記す。
- ② 志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円を、島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

なお、推薦選抜等で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、推薦選抜等の受検校から交付された学力検査料納付済証明書と、入学検定料800円分の島根県収入証紙を入学願書裏面の所定の欄にはる。

(エ) 体育科調査票（本校所定、本人直筆・ホームページからダウンロード可）

体育科志願者のみ（第2志望学科で体育科を志願する場合も必ず提出すること）。

黒又は青のペンで記入する。

(2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添付し、出願期間内に本校の校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（県教育委員会所定、様式第2号※）

体育科志願者（第1志望学科、第2志望学科とも）については、諸活動の記録及び所見欄に体育の適性、能力、在学中の活動状況、実績、記録等をなるべく詳細に記入すること。

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（県教育委員会所定、様式第3号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（県教育委員会所定、様式第15号※）（一般選抜用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）……県外中学校は不要。

※は、島根県教育委員会が配布する「作成シート」を用いて作成する。ただし、県外中学校の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) その他

(ア) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(イ) 学力検査場について、特別措置を願い出る場合（島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱 p28の8の(4)の

(ア)、(イ)に該当する場合は、入学願書右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

(ウ) 自己申告書、特別入学志願許可、辞退届の提出については、県教育委員会指定の手続きを行うこと。

5 出願状況の発表

前記4による出願者の状況を令和4年2月2日(水)14時に、県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下6により変更となった後の出願者の状況を令和4年2月17日(木)14時に、県教育委員会のホームページで発表する。

6 志願変更

前記4により出願した者が希望する場合には、1回に限り、本校又は他の学校の課程、学科に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

(1) 志願変更受付期間

(ア) 出願先高等学校への提出期間

令和4年2月8日(火)から2月10日(木)までとする。(3日間とも9時から17時まで)

持込のみによる提出とし、郵送による提出は認めない。

(イ) 志願変更先高等学校への提出期間

令和4年2月14日(月)から2月15日(火)17時までとする。

持込の場合：2月14日(月)、2月15日(火)の9時から17時まで。

郵送の場合：2月15日(火)17時以降に届いたものについては、2月14日(月)までの消印があるものに限り受け付ける。また、必ず簡易書留速達とし、封筒に「志願変更関係書類在中」と朱書する。

(2) 志願変更手続

(ア) 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、志願変更受付期間内に出願先の高等学校長に提出する。

① 入学志願変更届(県教育委員会所定、様式第10号)

入学志願変更証明書(様式第10号-2)にも必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。

② 志願変更先高等学校の入学願書

受検票の部分に写真をはりつけること。なお、受検料を再度納付する必要はない。本校の第1志望学科を変更する場合も提出すること。

(イ) (ア)の手続きが終了し、入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

① 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

② 志願変更先高等学校の入学願書(出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの)

③ その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「4 出願手続」に準ずる。

(ウ) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添付し、所定の期間中に本校の校長に提出する。

① 個人調査報告書(県教育委員会所定、様式第2号※)

体育科志願者(第1志望学科、第2志望学科とも)については、諸活動の記録及び所見欄に体育の適性、能力、在学中の活動状況、実績、記録等をなるべく詳細に記入すること。

② 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(県教育委員会所定、様式第15号※)(志願変更用)

志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出すること

③ 学習成績・特別活動の記録等概要表(県教育委員会所定、様式第3号)

当該中学校から新規に出願をする場合のみ提出

④ 上記①及び②の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)……県外中学校は不要。

※は、島根県教育委員会が配布する「作成シート」を用いて作成する。ただし、県外中学校の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(エ) その他

① 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

② 学力検査場について、特別措置を願い出る場合(島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱p28の8の(4)の(ア)、(イ)に該当する場合は、入学願書右部の受検票の検査場名(※印)欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

③ 中学校を卒業後5年を超える者、及び県外居住者については、(ア)の手続きを出身中学校等の校長を経由せずに行うことができる。その場合、必要書類の提出は本人又は法定代理人が行い、入学志願変更証明書の交付及び入学願書の返付を受けること。また、本人の場合には身分を証明するものを、法定代理人の場合には身分を証明するもの及び本人との関係を証する書類を提示すること。

ただし、この場合も(イ)の手続きは出身中学校等の校長を経由して行い、また、出身中学校等の校長は(ウ)の手続きを行うこと。

④ いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかった時は、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届(県教育委員会所定、様式第13号)を提出すること。

⑤ 自己申告書の提出、志願変更に係る特別措置については、県教育委員会指定の手続きを行うこと。

- ⑥ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付または返付する場合は、委任状（県教育委員会所定、様式第18号）の提出を求める。

7 学力検査

- (1) 個人調査報告書と学力検査の比率
 〈普通科〉 個人調査報告書と学力検査の比率を50：50とする。
 〈体育科〉 個人調査報告書と学力検査の比率を70：30とする。
- (2) 実施期日、日程
 令和4年3月3日(木)
 〈全学科〉

受付	諸注意 入場	国語	数学	社会	昼食	英語	理科
8:30～ 8:50	8:50～ 9:15	9:20～ 10:10	10:30～ 11:20	11:40～ 12:30		13:20～ 14:10	14:30～ 15:20

- (3) 検査場
 本校で実施。ただし、隠岐郡から本校普通科を志願する場合は、隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受験することができる。**体育科を第1志望又は第2志望とする者は、必ず本校で受験しなければならない。**
- (4) その他
 受験票は当日持参しなければならない。
 欠席者は中学校長を経由してその理由を当日8時50分までに届け出ること。

8 実技検査

本校体育科を第1志望又は第2志望とする志願者に対し、実技検査を行う。

- (1) 実施期日、場所
 令和4年3月4日(金) 9時から(受付8：40～8：50) 本校にて実施
- (2) 実施方法
 実技検査 入学後選択する種目（体育科調査票に記載欄あり）について、能力、適性を確かめる。
 なお、評価の観点は次のとおりとする。
 ○専門とする種目での優れた資質と能力
- (3) 携行品
 (ア) 受験票、マスク
 (イ) 運動のできる服装
 体操服、屋外用シューズ、室内用シューズ、選択種目別検査に必要な用具一式

9 追検査

- (1) 出願資格
 一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。実技を含む。）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受験を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受験した者は除く。
 (ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
 (イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者
- (2) 出願手続
 出身中学校等の校長は、次の手続を行う。
 (ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受験を希望する者がいる場合、ただちに本校校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。
 (イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月4日(金)10時までに本校校長に提出する。ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長に提出すること。
 ・追検査受験願（様式第25号） 1部
 ・証明書類（検査当日の医師の診断書等） 1部
 ・追検査受験者名簿（様式第26号） 3部
- (3) 実施期日及び検査内容
 令和4年3月8日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。体育科については、学力検査終了後引き続き実技検査を行う。
- (4) 学力検査場
 追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定める。

(5) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(6) その他

(ア) 追検査の受検料は徴収しない。

(イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を持参する。

(ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。

(エ) その他詳細については、別途通知する。

10 合格発表

(1) 令和4年3月11日(金) 10時 とする。また、当日本校ホームページにおいても発表する。

(2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の校長に交付する。ただし、合格者の出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県教育委員会所定、様式第18号）の提出を求める。また、郵送の場合は当日中に投函することとする。

(3) 合格に関する電話での問い合わせには、一切応じない。

11 入学の意思表示

合格者は令和4年3月25日(金)の入学予定者オリエンテーションの日に入学者（合格通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する）により、入学の意思表示をすること。この日までに意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方針等を変更する可能性がある。

学校会場以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、学校ホームページでも周知する。

Ⅹ 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

令和4年度入学者選抜合格発表後の時点で、欠員が生じたときは次により第2次募集を行う。

1 第2次募集募集定員

令和4年3月11日(金)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、各学科の欠員数を第2次募集の募集定員とする。第2次募集を行う学科及びその募集人員は、令和4年3月11日(金)10時に県教育委員会のホームページで公表する。

2 出願資格

Ⅱに定める応募資格をもつ者のうち、以下の(1)又は(2)に該当する者を除くものとする。

(1) 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(2) 令和4年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、本校に出願した者は再度出願することはできない。また、本校では、一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用するので、一般選抜学力検査を受検していること。

3 出願期間

令和4年3月14日(月)から3月16日(水)12時までとする。

持込の場合：3月14日(月)、3月15日(火)は9時から17時まで

3月16日(水)は9時から12時まで

郵送の場合：3月16日(水)12時以降に届いたものについては、3月14日(月)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留速達として封筒に「第2次募集関係書類在中」と朱書する。

4 出願手続

(1) 入学志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校の校長に提出する。

(ア) 入学願書（第2次募集用）（本校所定）

入学願書は、黒又は青のペンで記入する。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。「一般選抜受検校」の欄もこれと同様の方法で記載すること。志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載し、異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

- (イ) 写真1枚
たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
 - (ウ) 学力検査料納付済証明書（一般選抜の際に発行されたもの）
一般選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定の欄にはりつける。
 - (エ) 入学検定料800円
島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
 - (オ) 体育科調査票（本校所定、本人直筆）
体育科志願者のみ。
黒又は青のペンで記入する。
- (2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添付し、所定の期間中に本校の校長に提出する。
- (ア) 個人調査報告書（県教育委員会所定、様式第2号[※]）
体育科志願者（第1志望学科、第2志望学科とも）については、諸活動の記録及び所見欄に体育の適性、能力、在学中の活動状況、実績、記録等をなるべく詳細に記入すること。
 - (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（県教育委員会所定、様式第3号）
 - (ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（県教育委員会所定、様式第15号[※]）（第2次募集用）
 - (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）……県外中学校は不要。
- [※]は、島根県教育委員会が配布する「作成シート」を用いて作成する。ただし、県外中学校の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) その他
- (ア) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
 - (イ) 自己申告書の提出については、県教育委員会指定の手続きを行うこと。

5 面接・実技検査

- (1) 実施期日、場所
令和4年3月18日(金) 時間については別途通知する。本校にて実施。
- (2) 実施方法
〈全学科〉
面接 志望動機、意欲等について1人当たり13分程度実施。その中で、3分程度の自己PRの時間を設ける。自己PRでは、自分の特質や実績・体験を言葉によって表現する。書類や道具等の持込みは不可とする。
なお、評価の観点は次のとおりとする。
① 明確な志望動機
② 学習、部活動などに対する意欲
- 〈体育科〉
実技検査 入学後選択する種目（体育科調査票に記載欄あり）について、能力、適性を確かめる。
なお、評価の観点は次のとおりとする。
○専門とする種目での優れた資質と能力
- (3) 携行品
- (ア) 受検票（当日受付で手渡し）
 - (イ) 運動のできる服装（体育科志願者のみ）
体操服、屋外用シューズ、室内用シューズ、選択種目別検査に必要な用具一式
 - (ウ) 上履き、マスク

6 選抜方法

- 〈普通科〉 個人調査報告書等の書類と学力検査及び面接の比率を50：50：10とする。
- 〈体育科〉 個人調査報告書等の書類と学力検査及び面接、実技検査の比率を70：30：10：40とする。

7 合格発表

- (1) 令和4年3月23日(水)15時 とする。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の校長に交付する。ただし、合格者の出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県教育委員会所定、様式第18号）の提出を求める。
- (3) 合格に関する電話での問い合わせには、一切応じない。

8 入学の意思表示

合格者は令和4年3月25日(金)の入学予定者オリエンテーションの日に入学者(合格通知書とともに出身中学校等の校長を通して配布する)により、入学の意思表示をすること。この日までに意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

X 保護者が県外に居住する場合の出願

下記の(1)、(2)に該当する場合は、各選抜の出願期間内に、島根県公立高等学校入学志願承認願(県教育委員会所定、様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書等とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。この手続きを経て、本校校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

- (1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる特別な理由のある場合
 - (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
 - (イ) 島根県内の居住地が分かる資料
- (2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合(身元引受人は原則として、志願者の親族である祖父母、おじ、おば等とするが、本校校長が認めた場合、親族以外を身元引受人とすることができる)
 - (ア) 身元引受人の承諾証明書(様式自由)
 - (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)又は、その他それを証明する資料(様式自由)
 - (ウ) 身元引受人の住民票
- (3) 特別入学志願許可の取扱い
県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本校へ出願期間を過ぎて出願するときは、県教育委員会(教育指導課)に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書(県教育委員会所定、様式第12号)によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を入学願書に添付しなければならない。この場合の出願期間は、令和4年2月3日(木)から2月15日(火)17時までとする。
- (4) (2)による出願については、本校の入学定員内で、**原則として4名以内**において合格者を決定するものとする。推薦選抜及びスポーツ特別選抜において4名の合格内定者が決定した場合、一般選抜には出願できない。

XI その他

- (1) 学費等(下記は令和3年度のものである。令和4年度の詳細は合格通知とともに連絡する。)
 - (ア) 毎月の諸会費等

授業料	9,900円(所得要件により就学支援金の支給あり)				
部活動振興費	2,130円	P T A 会費	520円	生徒会費	1,050円
進路指導費	540円	記念館運営費	250円	教育環境整備費	200円
研修積立金	4,000円	周年記念事業積立費	100円		
※学年費 年額	普通科 44,060円	体育科	45,920円		
 - (イ) 入学時の納入金(上記以外で入学時必要なもの)

入学料	5,650円	P T A 入会金	3,000円	生徒会入会金	1,000円
教育環境整備費	3,500円	部活動振興費特別会費	3,000円		
 - (ウ) その他の学費(入学当初必要なもの)

教科書代	普通科 約10,500円	体育科	約8,200円		
副教材	普通科 約23,000円	体育科	約14,000円		
体育用品等	普通科 約28,250円	体育科	約39,700円		
- (2) 奨学金
 - ・島根県育英会高等学校等奨学資金〔自宅通学(月額)18,000円 自宅外通学(月額)23,000円〕入学後所定の手続きにより出願する。
 - ・その他 大社高等学校奨学生(月額5,000円)等もある。
- (3) 寄宿舎設備

令和2年度より、大社高校(碧雲寮)と出雲農林高校(明耕寮)の寮の共同利用となっている。

 - ・碧雲寮(大社高校、出雲農林高校の男子寮)大社高校までの距離約1.2km
68名収容(大社高校60名・出雲農林高校8名)
出雲市大社町北荒木572番地 電話(0853-53-4374)
 - ・明耕寮(大社高校、出雲農林高校の女子寮)大社高校までの距離約4.2km
36名収容(大社高校20名・出雲農林高校16名)
出雲市下横町950番地 電話(0853-28-0314)

※現在、寮費月額(食費等含む)40,000円、入寮費5,000円(入寮時のみ)

入学願書 記入例

異なる文字を
用いていない
場合は空欄と
せず、斜線を
記す。

(高根県収入証紙をはりつけるところ)

令和4年度	入学願書 (一般選抜用)				※ 受付 番号
	高等学校名	第1志望	第2志望	第3志望	第4志望
	大社高等学校	普通科	体育科	科	地域
志望校	ふりがな	たいしや きつちよう			
	氏名	大社 吉兆			
	入用文字	吉			
志願者	昭和 (平成)	18年 10月 19日生		生 年 月 日	
現在所	島根県出雲市大社町北荒木 1473				
在学又は 出身中学校等名	平成 (令和)	4年 3月		卒業 (卒業見込)	
保護者	大社 太郎				
現在所	島根県出雲市大社町北荒木 1473				
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。	令和 4 年 1 月 27 日				
	志願者氏名	大社 吉兆			
	保護者氏名	大社 太郎			
	島根県立大社高等学校長	様			

都道府県から正しく
記入すること。
保護者欄も同上としない。

受 検 票

受検者名	大社 吉兆	
在学又は 出身中学校等名	出雲市立大社第一中学校	
※ 検査場名	島根県立大社高等学校	
※ 受検番号		
志願 高等学校名	島根県立大社高等学校	

受検者顔写真
(4×3 cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内に撮影
したものに限り
裏面に出身中学校
名・氏名を記入の
こと

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければなりません。)

中学校名を正式名称で記す。

学力検査料納付済証明書

在学又は 出身中学校等名	昭和 (平成)	18年 10月 19日生
志願者氏名	大社 吉兆 様	
現住所	島根県出雲市大社町北荒木 1473	

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

収 納 印

島根県立大社高等学校長 印

(注)学力検査料納付済証明書は、推薦選抜等へ出願した者が、一般選抜に出願する場合
又は一般選抜に出願した者が、第2次募集に出願する場合には必要となるので、大切に
保管しておくこと。この証明書は原則として再発行しない。

必ず押印のこと。